

新型コロナウイルス感染症でお困りの方へ ～各種制度のご案内～

<感染症相談窓口> 5/11 現

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ※高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

※症状が4日異常続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

厚労省相談窓口 0120-565-653 9:00～21:00

帰国者接触者相談センター

名瀬保健所（大島本島、喜界町） 0997-52-5411 平日 8:30～17:15

徳之島保健所（徳之島以南） 0997-82-0149 平日 8:30～17:15

一般電話相談（県庁） 099-286-2720 平日 8:30～17:15

<生活資金特例貸付> ※市町村社会福祉協議会

コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金に困っている方

奄美市 0997-52-7601、 大和村 0997-58-3434、 龍郷町 0997-62-5020、
瀬戸内町 0997-72-4144、 徳之島町 0997-83-1205、 天城町 0997-85-5093、
伊仙町 0997-86-4194

<医療費・無料低額診療事業> ※奄美医療生協

社会福祉法に基づき、生活に困り医療費の支払いが困難な方に対し、医療費の減額または免除を行う制度。

奄美中央病院 0997-52-6565



<県営住宅の一時提供>

コロナウイルス感染症影響による解雇、就業先社宅等からの退去を余儀なくされた方

大島支庁建設部（奄美市・龍郷町） 0997-57-7332 平日 8:30～17:15

大島支庁瀬戸内事務所（瀬戸内町） 0997-72-2111 平日 8:30～17:15

大島支庁徳之島事務所（徳之島町） 0997-82-1372 平日 8:30～17:15

<住居確保給付金（改正）>

離職または、やむを得ない休業等により経済的に困窮している状態であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を失った方もしくは失うおそれのある方に住宅費を支給する制度

お住まいの市町村役場へ